

平成22年4月1日規程第28号

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター非常勤職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター非常勤職員就業規則（平成22年規程第17号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第56条の規定に基づき国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）の非常勤職員（医師、歯科医師及び研究員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 非常勤職員の給与は、基本給及び手当とする。

2 基本給は、時間給とする。

3 手当は、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、賞与及び年度末賞与とする。

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接非常勤職員に支払うものとする。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、非常勤職員が希望する場合にあっては、その指定する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって給与を支払うことができる。

(給与期間)

第4条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第5条 基本給の支給定日は、毎月16日とし、その前月の給与期間の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日法による祝日」という。）に当たるときは、18日）

二 16日が土曜日に当たるとき 15日

三 16日が祝日法による祝日に当たるとき 17日

2 通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、通勤手当は、基本給の支給定日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 賞与については、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜

日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
4 年度末賞与は、理事長の定める日に支給する。

(給与の即時払)

第6条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職し又は解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時本人と生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第7条 理事長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第5条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(基本給)

第8条 基本給は、「別表第1 非常勤職員時間給単価表」の職種欄の区分に応じた時間給とし、非常勤再雇用職員については「別表第1-2 非常勤再雇用職員時間給単価表」の職種欄の区分に応じた時間給とする。

ただし、単価表の時間給によることが特別な事情により困難であると理事長が認める場合は、単価表と異なる時間給とすることができる。

2 給与期間中における基本給の額は、前項の規定により決定された時間給に当該給与期間中の勤務時間数（非常勤職員就業規則第42条の規定による年次休暇及び同規則第44条の規定による有給休暇の期間の時間数を含む。）を乗じて得られた額とする。

3 前項に定める勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる非常勤職員に支給する。

一 通勤（非常勤職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる非常勤職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センター、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする非常勤職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる非常勤職員を除く。）

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある非常勤職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な非常勤職員

2 通勤手当の1日当たりの額は、次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額に21分の1を乗じて得た額とする。

一 前項第1号に掲げる非常勤職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。以下同じ。）につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）（1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円）

二 前項第2号に掲げる非常勤職員 次に掲げる非常勤職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である非常勤職員 2,000円

- ロ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である非常勤職員
４，２００円
 - ハ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である非常勤職員
７，１００円
 - ニ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である非常勤職員
１０，０００円
 - ホ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である非常勤職員
１２，９００円
 - ヘ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である非常勤職員
１５，８００円
 - ト 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である非常勤職員
１８，７００円
 - チ 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である非常勤職員
２１，６００円
 - リ 使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である非常勤職員
２４，４００円
 - ヌ 使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である非常勤職員
２６，２００円
 - ル 使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である非常勤職員
２８，０００円
 - ヲ 使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である非常勤職員
２９，８００円
 - ワ 使用距離が片道６０キロメートル以上である非常勤職員 ３１，６００円
- 三 前項第３号に掲げる非常勤職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前２号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、５５，０００円）、第１号に定める額又は前号に定める額

（通勤手当の月額）

第１０条 通勤手当の月額は、前条第２項の通勤手当の１日当たりの額に、一の給与期間における実勤務日数を乗じて得た額とする。

（届出）

第１１条 非常勤職員は、新たに第９条第１項の非常勤職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

２ 非常勤職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、前項と同様とする。

(確認及び決定)

- 第12条 理事長は、非常勤職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第9条第1項の非常勤職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の1日当たりの額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

- 第13条 通勤手当の支給は、非常勤職員に新たに第9条第1項の非常勤職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日から開始し、通勤手当を支給されている非常勤職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている非常勤職員が同項の非常勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第11条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 通勤手当は、これを受けている非常勤職員にその1日当たりの額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から1日当たりの額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の1日当たりの額を増額して改定する場合における1日当たりの額の改定について準用する。

(事後確認)

- 第14条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている非常勤職員について、その者が第9条第1項の非常勤職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の1日当たりの額が適正であるかどうかを当該非常勤職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(特殊勤務手当)

- 第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する非常勤職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
- 一 放射線取扱手当
 - 二 夜間看護等手当
 - 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
 - 四 救急医療体制等確保手当
 - 五 特殊業務手当
 - 六 防疫等作業手当

(放射線取扱手当)

第16条 放射線取扱手当は、非常勤職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1時間当たり56円に当該給与期間中の勤務時間数を乗じて得られた額とする。

3 前項に定める勤務時間数の取り扱いについては第8条第3項の規定を準用する。

(夜間看護等手当)

第17条 夜間看護等手当は、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事した非常勤職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（非常勤職員就業規則第34条第2項の規定により指定された勤務（同規則第35条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
助産師、看護師又は准看護師	8,600円	4,200円	3,500円	2,400円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

3 職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である非常勤職員及び第9条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける非常勤職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロ

メートル未満の非常勤職員 380円

二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の非常勤職員 760円

三 通勤距離が片道10キロメートル以上の非常勤職員 1,140円

(ヘリコプター搭乗救急医療手当)

第18条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、医療職である非常勤職員が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務

二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務

三 前二号の業務にかかる訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、3,000円とする。

3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。

一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100

二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

4 第1項の医療職は、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものとする。

(救急医療体制等確保手当)

第19条 救急医療体制等確保手当は、助産師である非常勤職員（理事長が定める要件に該当するものに限る。）が単独で分娩業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、前項の業務に従事した回数1回につき、10,000円とする。

(特殊業務手当)

第20条 特殊業務手当は、別表第2に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる非常勤職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1日当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別の区分に応じた時間単価欄に定める額を当該勤務日の定められた勤務時間数に乗じて得た額とする。

(防疫等作業手当)

第21条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている非常勤職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(超過勤務手当)

第22条 非常勤職員就業規則第36条ただし書に基づき、定められた勤務時間を超えて勤務を命ぜられた非常勤職員には、超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務手当の額は、定められた勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条第1項に規定する時間給、放射線取扱手当の1時間当たりの額及び特殊業務手当の時間単価（当該勤務日に特殊業務手当が支給される場合に限る。）の合計額（以下「時間給等」という。）に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第1号において、定められた勤務時間を超えて勤務した時間が、独立行政法人国立長寿医療研究センター職員就業規則第33条に規定する勤務時間（以下「常勤職員の正規の勤務時間」という。）に相当する時間内である場合の超過勤務手当の額は、当該時間に対して、勤務1時間につき、時間給等により得た額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。

一 定められた勤務時間が割り振られた日（次条の規定により定められた勤務時間中に勤務した非常勤職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

3 常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間給等に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、非常勤職員就業規則第38条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

（休日給）

第23条 祝日法による祝日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による祝日を除く。）において、定められた勤務時間中に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、定められた勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間給等に100分の35を乗じて得た額を休日給として支給する。

（夜勤手当）

第24条 定められた勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間給等の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直等手当）

第25条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた非常勤職員には、その勤務1回につき、5,900円を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,950円とする。

(救急呼出等待機手当)

第27条 救急呼出等に備えて自宅等において待機を行った非常勤職員には、その待機1回につき、2,000円を救急呼出等待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出等により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、1,000円とする。

- 2 前項の救急呼出等とは、定められた勤務時間以外の時間（祝日法による祝日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による祝日を除く。）を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた非常勤職員が当該業務に従事することをいう。

(賞与)

第28条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員（勤務時間が1週間あたり30時間以上の者に限る。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第5条第3項に定める支給日に支給する。

- 2 賞与は、基準日前6箇月以内の期間（以下「勤務判定期間」という。）におけるその者の基準日に在職している事業場における勤務状況に応じて支給する。
- 3 賞与の額は、勤務判定期間の間の非常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日数（非常勤職員就業規則第42条の規定による年次休暇及び同規則第44条の規定による有給休暇の期間を含む。）が、勤務を割り振られた日数（月の初日以外の日を採用された等の理由により月の全日数に対して勤務の割り振りがない場合は、1日の勤務時間が6時間の者は、21日。それ以外の者は、月の全日数に対して勤務の割り振りがあったとした場合の日数）に100分の80を乗じて得た日数以上ある月につき、6,100円を乗じて得た額とする。

(年度末賞与)

第29条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する非常勤職員（勤務時間が1週間あたり30時間以上の者に限る。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第5条第4項に定める支給日に支給する。

- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長がその者に所属する非常勤職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の

額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第78条の規定による懲戒解雇及び同規則第79条の規定による諭旨解雇の処分を受けた非常勤職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第66条の規定により解雇された非常勤職員（同条第1号に該当して解雇された非常勤職員を除く。）

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した非常勤職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられたもの

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、センターに対する社会的信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

（端数の取扱）

第30条 第9条第2項の規定による通勤手当の1日当たりの額、第22条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第23条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第24条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（規程の実施）

第31条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（処遇改善特別手当）

第2条 処遇改善特別手当は、理事長が別に定める非常勤職員に対して支給する。

2 処遇改善特別手当の額は、理事長が別に定める額に第8条第2項に規定する当該給与期間中の勤務時間数を乗じて得た額とする。

3 前項に定める勤務時間数の取扱いについては第8条第3項の規定を準用する。

(ベースアップ評価料手当)

第2条の2 ベースアップ評価料手当は、理事長が別に定める非常勤職員に対して支給する。

2 ベースアップ評価料手当の額は、理事長が別に定める額に第8条第2項に規定する当該給与期間中の勤務時間数を乗じて得た額とする。

3 前条第3項の規定は、ベースアップ評価料手当について準用する。

(処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当に係る読替え)

第3条 処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当が支給される非常勤職員の第2条第3項の適用については、「賞与及び年度末賞与」とあるのは、「賞与、年度末賞与、処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当」と読み替えるものとする。

2 処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当が支給される非常勤職員の第5条第2項の適用については、「夜勤手当及び宿日直等手当」とあるのは、「夜勤手当、宿日直等手当、処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当」と読み替えるものとする。

3 処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当が支給される非常勤職員の第22条第2項の適用については、「放射線取扱手当の1時間当たりの額及び特殊業務手当の時間単価（当該勤務日に特殊業務手当が支給される場合に限る。）」とあるのは、「放射線取扱手当の1時間当たりの額、特殊業務手当の時間単価（当該勤務日に特殊業務手当が支給される場合に限る。）、処遇改善特別手当の理事長が別に定める額及びベースアップ評価料手当の理事長が別に定める額」と読み替えるものとする。

(処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当の見直し)

第4条 附則第2条から前条までに規定する処遇改善特別手当及びベースアップ評価料手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年規程第 96 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 24 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年規程第 12 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年規程第 16 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 14 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 11 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（令和元年規程第 12 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 3 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 6 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 3 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 11 号）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 3 月 22 日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人国立長寿医療研究センター非常勤職員給与規程附則第 2 条のから第 4 条の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年規程第 16 号）

（施行期日）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年規程第１号）

（施行期日）

この規程は、令和５年５月１日から施行する。

附 則（令和５年規程第７号）

（施行期日）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年規程第１２号）

（施行期日）

この規程は、令和６年１月１日から施行し、令和５年１２月１日から適用する。

附 則（令和６年規程第３号）

（施行期日）

この規程は、令和６年７月１日から施行し、令和６年６月１日から適用する。

附 則（令和６年規程第５号）

（施行期日）

この規程は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年規程第９号）

（施行期日）

この規程は、令和６年１２月１日から施行する。

別表第1 非常勤職員時間給単価表

職 種	時間給単価
薬剤師、心理療法士、理事長の定めるもの	1,370円
診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、視能訓練士、理事長の定めるもの	1,280円
栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、診療エックス線技師、その他の医療技術職員、理事長の定めるもの	1,200円
看護師(外来、病棟及び手術室において勤務する者)、理事長の定めるもの	1,650円
看護師(上記以外の者)	1,450円
治験等協力者	1,450円
事務助手(高度の専門知識等を必要とする秘書業務に従事する者または医師事務作業補助業務に従事する者) ※医師事務作業補助業務とは、外来、医事課、病棟、医局において勤務する事務助手が行う業務	1,260円
事務助手(上記以外の者)	1,110円
特任研究補助者(実験補助員)(高度の専門知識等を必要とする研究補助業務に従事する者であって理事長が認めるもの)	1,230円
研究補助者(実験補助員)(高度の専門知識等を必要とする研究補助業務に従事する者であって理事長が認めるもの)	1,110円
リサーチコンシェルジュ(バイオバンクにおいて患者への説明等の補助業務を行う者)	1,390円
診療情報管理士、情報処理技術者	1,200円
業務技術員(看護助手、ボイラー技士、調理師)	1,190円
業務技術員(上記以外の者)	1,110円
医療社会事業専門員、理事長の定めるもの	1,370円
療養介助専門員	1,170円
療養介助員、理事長の定めるもの	1,150円

備考

- この表の「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた非常勤職員又はその知識及び経験が当該非常勤職員に準ずる非常勤職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- この表の「治験等協力者」とは、その専門知識等を活用して、医薬品又は医療機器の臨床試験におけるインフォームド・コンセントの際の説明の補助等の治験協力

者が行う業務又はその他の臨床研究において治験協力者に類する業務を行う者をいう。

- 3 この表の「診療情報管理士」とは、その専門知識等を活用して、診療録、看護記録等の保管・管理及び国際疾病分類に基づく疾病統計の作成などの診療記録に基づく情報の分析・提供等の業務を専ら行う者をいう。
- 4 この表の「情報処理技術者」とは、その専門知識等を活用して、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの情報システムの導入、構築、運用・保守等について、企画・立案、関係者との調整等の業務を行う者又は導入等の業務を直接行う者及び情報処理に関する業務を行う者であって理事長が認めるものをいう。
- 5 この表の「業務技術員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、調理助手、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手、作業療法助手、保清員、洗濯員及び消毒員の総称であり、これらの職種のいずれの業務も行うことのある非常勤職員をいう。
- 6 この表の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する非常勤職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。
- 7 この表の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う非常勤職員をいう。
- 8 この表の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修終了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う非常勤職員をいう。
- 9 この表の職種については、その職種に相当するものとして理事長が定めるものに適用できるものとする。

別表第1-2 非常勤再雇用職員時間給単価表

職 種	時間給単価①	時間給単価②
薬剤師、心理療法士、理事長の定めるもの	1,370円	1,440円
診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、視能訓練士、理事長の定めるもの	1,280円	1,360円
栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療エックス線技師、その他の医療技術職員、理事長の定めるもの	1,200円	1,270円
看護師(外来、病棟及び手術室において勤務する者)、理事長の定めるもの	1,650円	1,720円
看護師(上記以外の者)	1,450円	1,510円
治験等協力者	1,450円	1,510円
事務助手(高度の専門知識等を必要とする秘書業務に従事する者または医師事務作業補助業務に従事する者) ※医師事務作業補助業務とは、外来、医事課、病棟、医局において勤務する事務助手が行う業務	1,260円	1,340円
事務助手(上記以外の者)	1,110円	1,140円
特任研究補助者(実験補助員)(高度の専門知識等を必要とする研究補助業務に従事する者であって理事長が認めるもの)	1,230円	
研究補助者(実験補助員)(高度の専門知識等を必要とする研究補助業務に従事する者であって理事長が認めるもの)	1,110円	1,180円
リサーチコンシェルジュ(バイオバンクにおいて患者への説明等の補助業務を行う者)	1,390円	
診療情報管理士、情報処理技術者	1,200円	1,270円
業務技術員(看護助手、ボイラー技士、調理師)	1,190円	
業務技術員(上記以外の者)	1,110円	1,140円
医療社会事業専門員、理事長の定めるもの	1,370円	1,440円
療養介助専門員	1,170円	
療養介助員、理事長の定めるもの	1,150円	

備考

- この表の「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた非常勤職員又はその知識及び経験が当該非常勤職員に準ずる非常勤職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- この表の「治験等協力者」とは、その専門知識等を活用して、医薬品又は医療機

器の臨床試験におけるインフォームド・コンセントの際の説明の補助等の治験協力者が行う業務又はその他の臨床研究において治験協力者に類する業務を行う者をいう。

- 3 この表の「診療情報管理士」とは、その専門知識等を活用して、診療録、看護記録等の保管・管理及び国際疾病分類に基づく疾病統計の作成などの診療記録に基づく情報の分析・提供等の業務を専ら行う者をいう。
- 4 この表の「情報処理技術者」とは、その専門知識等を活用して、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの情報システムの導入、構築、運用・保守等について、企画・立案、関係者との調整等の業務を行う者又は導入等の業務を直接行う者及び情報処理に関する業務を行う者であって理事長が認めるものをいう。
- 5 この表の「業務技術員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、調理助手、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手、作業療法助手、保清員、洗濯員及び消毒員の総称であり、これらの職種のいずれの業務も行うことのある非常勤職員をいう。
- 6 この表の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する非常勤職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。
- 7 この表の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う非常勤職員をいう。
- 8 この表の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修終了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う非常勤職員をいう。
- 9 非常勤再雇用職員の時間給単価については、原則、時間給単価①を使用する。ただし、既存の職員では代用が困難な業務を担うと理事長が判断する場合には、時間給単価②を使用する。
- 10 この表の職種については、その職種に相当するものとして理事長が定めるものに適用できるものとする。

別表第2 特殊業務手当支給区分表

種 別	時間単価
1 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 2 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	6 4 円
3 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 4 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	2 1 円
5 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 6 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 7 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 8 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で総長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	8 4 円
9 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 10 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	4 2 円
10の2 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 11 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 12 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 13 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	8 4 円
14 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	4 2 円
15 重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士 16 筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	8 4 円
17 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する臨床工学技士	4 2 円
18 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師 19 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	8 4 円
20 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	4 2 円
21 重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士 22 筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	8 4 円
23 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	4 2 円
24 重症心身障害児を専ら入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 25 筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 26 せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 27 神経・筋病棟等に勤務する看護師及び准看護師	1 0 0 円
28 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 29 精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に	5 0 円

勤務する看護師及び准看護師 30 集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
31 結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手業務を行う業務技術員 32 精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手業務を行う業務技術員	1 7 円
33 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手業務を行う業務技術員	7 6 円
34 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手業務を行う業務技術員	3 8 円
35 重症心身障害病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員 36 筋ジス病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員 37 せき損病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員 38 神経・筋病棟等に勤務する看護助手業務を行う業務技術員	9 2 円
39 結核病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員 40 精神病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員 41 集中治療病棟に勤務する看護助手業務を行う業務技術員	4 6 円
42 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手業務を行う業務技術員 43 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手業務を行う業務技術員	6 0 円
44 結核病棟に勤務する保清員業務を行う業務技術員 45 精神病棟に勤務する保清員業務を行う業務技術員	3 8 円
46 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員業務を行う業務技術員	5 4 円
47 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員業務を行う業務技術員	3 8 円
48 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員業務を行う業務技術員	3 8 円
49 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員 50 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	1 0 0 円
51 重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士 52 筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士 53 神経・筋病棟等に勤務する保育士	1 2 1 円
54 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	5 0 円
55 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	4 0 円
56 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員 57 筋ジス病棟に勤務する療養介助員 58 せき損病棟に勤務する療養介助員 59 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	1 0 0 円
60 結核病棟に勤務する療養介助員 61 精神病棟に勤務する療養介助員	5 0 円

備考

- 1 「勤務する」とは、当該勤務日に、当該勤務箇所をその非常勤職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該勤務日に、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその非常勤職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該勤務日に、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその非常勤職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 4 非常勤職員欄中職名の掲げられている非常勤職員は、当該勤務日に、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている非常勤職員をいう。
- 5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満 18 歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。
- 6 進行性筋い縮症児には、満 18 歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。
- 7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が 24 時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、総長の定めるものとする。
- 8 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。
- 9 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う非常勤職員をいう。
- 10 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた非常勤職員又はその知識及び経験が当該非常勤職員に準ずる非常勤職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 11 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する者をいう。
- 12 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない者で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 13 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う者をいう。
- 14 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う非常勤職員をいう。
- 15 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話を行う非常勤職員をいう。
- 16 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する非常勤職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。(平成22年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。)
- 17 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修終了(旧ホームヘルパー2級)の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う非常勤職員をいう。